

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	平成30年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	平成30年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	平成30年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8 号	平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9 号	平成30年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第14	議案第12号	教育長の任命の同意について	即 決
第15	議案第13号	大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について	総務文教付託
第16	議案第16号	大竹市手数料条例の一部改正について	総務文教付託
第17	議案第17号	大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第18	議案第18号	大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について	総務文教付託
第19	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第20	議案第14号	大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について	生活環境付託
第21	議案第19号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について	生活環境付託
第22	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第23	議案第21号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第24	議案第22号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託
第25	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一	生活環境付託

		部改正について	
第26	議案第28号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	生活環境付託 (一 括)
第27	議案第32号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について	
第28	議案第33号	大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について	
第29	議案第15号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第30	議案第30号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	
第31	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて	生活環境付託
第32	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第33	議案第25号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	
第34	議案第26号	大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	生活環境付託
第35	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第36	議案第29号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第37	議案第34号	平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	総務文教付託 生活環境付託 (一 括)
第38	議案第35号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
第39	議案第36号	平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)	
第40	議案第37号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第 14 議案第 12号(説明・継続・表決)
- 日程第 15 議案第 13号から日程第 19 議案第 31号(説明・付託)
- 日程第 20 議案第 14号から日程第 28 議案第 33号(説明・付託)
- 日程第 29 議案第 15号から日程第 31 議案第 38号(説明・付託)
- 日程第 32 議案第 24号から日程第 34 議案第 26号(説明・付託)

- 日程第35 議案第27号 (説明・付託)
- 日程第36 議案第29号 (説明・付託)
- 日程第37 議案第34号から日程第40 議案第37号 (説明・付託)

○出席議員 (15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井馨	10番	山崎年一
11番	日域究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石泰修
総	務部長	政岡修
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成
建	設部長	坪浦伸泰
上	下水道局長	吉岡和範
消	防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
企	画財政課長	三原尚美
産業振興課長併任農業委員会事務局長		高津浩二
環	境整備課長	田中英徳
地	域介護課長	佐伯和規
保	健医療課長	野島等
監	理課長	豊原学
都	市計画課長	中司和彦
上	下水道局業務課長	北林繁喜
総	務学事課長	真鍋和聡

○出席した事務局職員

議	会事務局長	中曾一夫
議	事係長	加藤豪

会期決定について

平成30年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成30年3月 2日提出

大竹市議会議長 児玉 朋也

自 平成30年 3月 2日

25日間

至 平成30年 3月26日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	金	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
3	土	休会		
4	日			
5	月		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
			基地周辺対策特別委員会	生活環境委員会終了後
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			※玖波中学校、小方中学校、大竹中学校卒業式
10	土			
11	日			
12	月		本会議	
13	火	予備日		
14	水	休会	予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	土			
18	日			
19	月		予算特別委員会（予備日）	
20	火			※玖波小学校、小方小学校、 大竹小学校、栗谷小学校卒業式 （春分の日）
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、平成30年度当初予算案の提案説明、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、先の議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成30年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。平成30年度当初予算の案につきましては、第5次大竹市総合計画、わがまちプランの後期計画及び大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸とした予算編成としております。

行政の仕事は中長期の視点で物事を進めていくことが多くございます。長い年月を要するということで、立ちどまるのではなく、10分の1でも20分の1でも一步一步着実に前に進んでいくことが重要であると考えております。30年、50年先を見据え、少しずつでもこのまちが発展をしていくことで、市民の皆様が夢や希望を持てるよう一步一步確実に進んでまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成30年度当初予算案を初め、教育長の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、規約の変更について、指定管理者の指定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など合わせて38案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきますと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、北地範久議員、

5番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3～日程第14〔一括上程〕

議案第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

議案第12号 教育長の任命の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から日程第14、議案第12号教育長の任命の同意についてに至る12件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成30年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思えます。

平成30年度は多くの市民の皆様とよいまちの実現に向けてつくり上げた第5次大竹市総合計画がまちプランの仕上げとなる後期基本計画の5年間の中間の年となります。行政は中長期的な視点で事業を行うことが多く、実際に完了するまでには長い年月がかかります。毎年立ち位置を確認し、少しずつでも事業を継続し、進めていくという姿勢で予算編成に臨んでまいりました。

平成30年度当初予算は長年の課題の解決に向けた事業、大竹市の魅力を一層高める事業、

住民の安全にかかわる緊急度の高い事業を盛り込みました。また将来予想される財政負担に備え、中長期的な視点でまちづくりに取り組むことができる財政運営を目指したものとなっております。

平成30年度の一般会計の歳入歳出予算規模は149億2,460万円でございます。廿日市市との可燃ごみ広域処理のため、廿日市市内に整備中の廃棄物処理施設の建設に係る負担金の大幅な増加などにより前年度比11.7%の増となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。税収は国における地方財政計画では増加するものとされております。本市でも国の経済の緩やかな回復に合わせ、臨海部の企業において改善の兆しが見られますが、市税収入は大きく回復せず、前年度比1%の減少を見込んでおります。市債は可燃ごみ広域処理事業の増により、前年度比60.4%の増加を見込んでおります。

それでは、一般会計の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、大竹を愛する人づくりとしまして、平成29年度の取り組みを拡充して、平成30年度は市内中学校3年生の全てのクラスの英語検定料を全額助成します。

次に、生活基盤が整ったまちづくりとしましては、大竹駅の自由通路や駅舎等の整備に向け、平成30年度に鉄道事業者と実施に向けた合意・協定を締結するために、継続費を設定しております。また晴海臨海公園の整備を引き続き進め、工場夜景の観光資源としての可能性を探るため、工場夜景の写真撮影ツアーを開催します。

安全なまちづくりとしましては、立戸地区、東栄地区の浸水対策事業を行い、災害時により迅速な災害対応が行える体制を構築するため、災害危険箇所への監視カメラの設置を行います。

安心できるまちづくりとしましては、子供を持ちたいと望む夫婦の妊娠・出産の希望をかなえることを目的に、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成します。広島県が行う助成制度に上乘せして助成するとともに、所得制限により県の助成が受けられない方も対象とします。

心にゆとりを感じるまちづくりとしましては、平成30年が明治元年から数えて150年に当たるため、明治維新への歩みを見守ってきた西国街道を歩き歴史を学ぶイベントなどを実施します。

行政・社会の仕組みづくりとしては、社会教育施設等の再編基本方針をベースに、大竹会館の方向性を検討した結果、新館・旧館を解体し、建てかえを行うための設計業務を行います。また、将来予想される財政負担に備えるため、各種基金への積み立てを行います。公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億7,557万5,000円と前年度比で16.2%の減となっております。

国民健康保険特別会計では、平成30年度から県と市町が共同で国民健康保険を運営する広域化に対応した予算を組んでおります。県全体で保険事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き、特定検診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計の健全化を図るため、引き続き、一般会計から従来の土地造成特別会

計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第7期介護保険事業計画に基づき、介護予防の取り組みを行うとともに、要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

地方公営企業法の適用を受けます、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

まず水道事業会計につきましては、支出予定総額を7億5,255万9,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、配水管改良事業等を予定しているものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を10億7,665万8,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、維持管理経費等を予定しているものでございます。

最後に公共下水道事業会計でございますが、支出予定総額を14億988万7,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、昨年に引き続き、防鹿地区公共下水道の整備を行うほか、小島汚水中継ポンプ場の合流に係る機械電気設備改築更新事業等を予定しているものでございます。

冒頭にも申しましたが、行政は中長期的な視点で事業を行うことが多く、少しずつでも継続していくことが大切でございます。この国を支える働く世代の人口が減少する日本の経済環境が急に改善することはなく、今後も厳しい財政状況が続くと思います。その中でも市民の皆様が夢や希望を持てるよう、30年先、50年先の市民の皆様によいまちをつくってくれたと言ってもらえるようにと考えながら、これからも一歩一歩確実に進んでまいりたいと思います。

以上まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、議案第12号、教育長の任命の同意について御説明申し上げます。

教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体の長が議会の同意を得て、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。

現在、教育長に任命しております大石泰氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となります。大石氏は経験、人格、識見とも教育長として申し分ない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第12号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております本12件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成30年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思っております。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって平成30年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。  
議案第12号について、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより議案第12号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、これに同意することに決しました。  
ただいま、任命の同意を決しました方から御挨拶があります。  
大竹市教育長に引き続き就任されます大石泰氏でございます。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。教育長の任命に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。再任に身の引き締まる思いでございます。

教育長としての責務に再度見詰め直すとともに、これまでの5年間の経験を生かし、学校教育の充実、生涯学習の推進にさらに努め、笑顔、元気輝く大竹の実現に向けて誠心誠意努力してまいり所存でございます。皆様方のこれまで以上の御支援、御協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。これからもよろしく申し上げます。そしてありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 以上で、紹介を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第19〔一括上程〕

議案第13号 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第17号 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について

議案第18号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第15、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてから日程第19、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） それでは議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第31号の5件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてでございますが、本条例は旧阿多田小学校跡地を整備し、地域の防災力向上と健康増進を推進するための施設を新たに設置するため、施設の目的・名称・位置・管理方法等について規定するものです。それでは条例の内容について説明申し上げます。

第1条は本条例の目的として阿多田島における地域防災力の向上及び健康の増進を図り、あわせて地域の活性化を促進する場として阿多田防災コミュニティグラウンドを設置することを規定しております。

第2条からは、順に阿多田防災コミュニティグラウンドの名称及び位置、適正に使用していただくための行為の禁止事項、特別な理由により利用が危険と認められる場合や、やむを得ないと認められる場合は、グラウンドの利用を禁止、または制限できること、催しのため、グラウンドの全部または一部を独占して利用する際には事前に許可を受けること、グラウンドの利用料は無料であること、利用許可の取り消し等の処分ができること。利用者の過失等により損害が発生した場合の賠償義務について規定しております。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

次に議案第16号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、このたびの条例の改正は3点ございます。

まず1点目は、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定が県から市へ法定移譲されることに伴い、その指定の申請及び更新申請にかかる手数料を新たに規定するものでございます。

2点目は、別表第2の41の項で規定しています介護保険法に基づく指定事業者の指定申請審査事務の手数料に関するものでございます。この手数料を徴収する事務を特定するために、厚生労働省の要綱を引用しておりますが、厚生労働省の要綱は改正があってもその通知が届くまでに時間を要し、それから条例を改正するのでは事務に支障を来すことから、条例で厚生労働省の要綱を引用することをやめ、規則においてこれを規定しようとするものでございます。

3点目は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年

1月26日に公布され、平成30年4月1日から危険物の貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等にかかる手数料の額が引き上げられることとなったため、これに合わせて本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は平成30年4月1日としておりますが、条例の施行の際、現になされている申請にかかる手数料につきましては、従前の例により取り扱うものとしております。

続いて、議案第17号大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正についてでございます。

このたびの改正の1点目は、昨年9月に土地改良法が改正されたことに伴い、本条例で引用している条項にずれが生じたため、改正するものでございます。具体的には、土地改良法第113条の2第2項の土地改良事業の完了に伴う公告の規定が改正により第113条の3第2項に移動したため、本条例の第2条第3項の引用部分を改めるものでございます。

2点目は、第3条に規定しています賦課に対する審査請求についての改正でございます。まず、第1項の審査請求のできる期間について、現在賦課の通知を受けてから30日以内となっておりますが、これを行政不服審査法の規定に準じ、3月以内に改正するものでございます。また、第2項では審査請求期間満了後20日以内に裁決することとなっておりますが、分担金等の審査請求の裁決に当たっては、地方自治法により議会に諮問した上で裁決をすることになっておりますので、議会の招集等の期間を勘案し、これを90日以内に改正するものでございます。

施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第18号の大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、改正の内容の1点目は、第6条に規定しています指定管理者の管理の期間を現在の1年以内から3年以内とするものでございます。平成18年度にマロンの里に指定管理者制度を導入後、1年ごとに指定を更新してまいりましたが、今後マロンの里を中心とした栗谷地域の活性化を継続的に推進していくためには複数年契約が望ましいと判断したものでございます。

2点目は休館日の変更でございます。近隣にある類似施設やレストランと休日が重なることを避けるため、また直売所への地元農産物の集荷体制などを鑑み、休館日を火曜日から月曜日に変更することで効率的な運営を図るものでございます。

施行日は公布の日としております。

最後に議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について説明申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この間、この施設の設置目的であります、農村と都市との交流をはじめ、地場産品の販売促進等円滑な管理運営が図られてきており、引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、先ほど議案第18号で説明申し上げましたとおり、指定管理期間につきましては、3年間とし、継続的に事業を実施することで施設そして地域全体が一層活性化するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第31号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第28〔一括上程〕

議案第14号 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第19号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について

議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第21号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第32号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について

議案第33号 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第20、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第28、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定についてに至る9件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは議案第14号、議案第19号から議案第23号まで、議案第28号、議案第32号及び議案第33号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

平成26年の介護保険法の改正におきまして、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定の権限が都道府県から市町村に移譲されました。本規定が平成30年4月1日から施行されることに伴い、平成30年1月に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

準等の一部を改正する省令が公布されましたので、その基準に基づき大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

本条例での規定に当たりましては、従うべき基準とされているものにつきましては、国の基準どおりの内容としております。その他の参酌すべき基準とされているものにつきましては、基本的に国が定める基準のとおりとしておりますが一部に規定を追加しているところがございます。

まず第1条及び第2条は第1章といたしまして、全体の総則を定めており、本条例の趣旨、定義を定めております。第3条は第2章といたしまして、申請者の法人格の有無に関する基準を定めております。第4条は第3章といたしまして、指定居宅介護支援の事業の実施等に当たっての基本方針を定めております。第5条及び第6条は、第4章といたしまして、人員に関する基準についての規定となっており、事業所に置くべき従業者の員数や管理者の配置等について規定をしてしております。第7条から第32条までを第5章といたしまして、運営に関する基準についての規定となっており、重要事項に関する規定の制定義務や従業者の勤務体制の確保、守秘義務等について規定をしてしております。なお、第32条では従業者、設備、備品並びに会計に関する諸記録及びサービス提供に関する記録について2年間の保存義務について定めておりますが、第3項におきまして、居宅介護サービス計画費、その他の利用料に関する記録を5年間保存しなければならない旨を規定をしてしております。

厚生労働省令には、本項の定めはなく、独自に追加した規定ではございますが、規定した理由につきましては、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であることに鑑み、2年間の保存期間では事務に支障が生じる可能性があるため、報酬に関する記録については、保存する期間を5年と定めた者でございます。

続きまして、第33条は、第6章といたしまして、基準該当居宅介護支援に関する基準を規定しておりますが、基準該当居宅介護支援についても指定居宅介護支援と同様の規定が適用されるよう準用規定を設けているものでございます。

第34条は、第7章といたしまして、雑則としており、施行に関する委任事項を定めております。

最後に本条例の附則でございますが、附則第1項におきまして、条例の施行期日を平成30年4月1日と定めております。また、第16条第20号の市長が定める回数の適用につきましては、厚生労働省令で定める平成30年10月1日の施行としております。附則第2項では、第6条第2項の管理者の要件について経過措置を定めております。附則第3項では、先ほど御説明をいたしました第32条第3項で独自に追加した規定についての経過措置を定めております。

続きまして、議案第19号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律、第55条の2の新設により、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には当該住

所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、ひとり親家庭等医療費支給条例及び重度心身障害者医療費支給条例において、当該被保険者が医療費助成受給対象者となるように、また後期高齢者医療に関する条例において、保険料を徴収すべき被保険者となるよう改正するものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。また、所得税法等の改正により、控除対象配偶者の名称が同一生計配偶者に改められたことに伴い、重度心身障害者医療費支給条例において字句の修正をしようとするものでございますが、この改正規定につきましては施行日を平成31年8月1日としております。

続きまして、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律では、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定について明記がされていますが、平成30年4月1日より認定にかかる事務権限が都道府県から指定指定都市へ移譲されることによる項文が同法第3条中に追加されました。これにより本条例第15条第1項第2号中の同法引用条項の項ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第21号大竹市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本議案は国民健康保険の財政運営の主体が県に移ること、及び平成30年1月31日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の主な内容といたしましては、保険料算定に係る基礎賦課総額等の算定方法の変更、保険料率の変更、及び賦課限度額の引き上げ、並びに軽減判定所得の引き上げでございます。

まず基礎賦課総額等につきましては、国民健康保険事業費納付金や保険給付費等交付金等の新設により算定方法を改めるものでございます。次に、保険料率の変更につきましては、現行では100分の5である資産割を廃止し、所得割を100分の45から100分の50に、被保険者均等割を100分の30から100分の35に、世帯別平等割を100分の20から100分の15に改めるものでございます。

なお、被保険者均等割及び世帯別平等割については経過措置として、平成30年度から平成33年度まで年度ごとに100分の1ずつ増減させるものでございます。また、国民健康保険料の基礎賦課額にかかる賦課限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

最後に国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減と2割軽減について判定所得基準を引き上げるものでございます。5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして、27万円に被保険者数を乗じて算定していたところを、

27万5,000円に改めるものでございます。2割軽減につきましては、基礎控除額に加える額としまして、49万円に被保険者数を乗じて算定していたところを、50万円に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成30年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、介護保険法第117条の規定に基づく大竹市第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの計画期間における介護保険料率について、本条例第4条を改正するものでございます。

第7期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられましても、第1号被保険者の本人の市民税が非課税で前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を第5段階として、年間の保険料を6万480円と定めております。その他の段階につきましては、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、第1段階から第11段階までの計11段階に区分をしております。それぞれ基準額に一定割合を乗じて、年間の保険料を算定いたしますので、基準額の改定に伴い、各段階の年間保険料を変更しております。

また、国の新しい基準をもとに、保険料の合計所得金額の基準を変更しております。第6段階の125万円未満を120万円未満に、第7段階の125万以上190万円未満を、120万円以上200万円未満に、第8段階の190万円以上290万円未満を、200万円以上300万円未満に、第9段階の290万円以上400万円未満を、300万円以上400万円未満に変更しております。基準額で比較した場合、第6期の6万276円に対し204円の増加になっております。

あわせて、第1号被保険者の保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるため、同条を改正するものでございます。

次に、保険料の減免の手続につきまして、個人番号の記載を求めることとなりますので、本条例第10条を改正するものでございます。そのほかに介護保険法第202条及び第203条の改正により市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者、もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者について、その対象となるよう範囲が拡大されたため、本条例第14条を改正するものでございます。

最後に附則でございますが、改正後の本条例の施行日を平成30年4月1日とし、施行日以後も平成29年度以前の保険料については従前の規定を適用するとの経過措置を定めております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明申し上げます。

平成29年6月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成30年1月に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一

部を改正する省令が公布されましたので、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、及び大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、基準等を改正するものでございます。

各条例の主な改正としまして、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設と地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進として、共生型サービスの創設により各条例に基準等を加えるものでございます。介護医療院は今後増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい施設として創設されます。

共生型サービスは高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉、両方の制度に新たに共生型サービスとして位置づけられ、切れ目のないサービスが提供できることとなります。そのほか、身体的拘束等の適正化の推進としまして、適正化のための対策を検討する委員会の3月に1回以上の開催、指針の整備、研修の実施が規定をされました。

定期巡回型サービスのオペレータの専任要件の緩和としましては、従事経験を3年から1年とし、従事時間の緩和がございませう。

地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法、開催頻度の見直し等としましては、3月に1回の開催を6月に1回の開催となります。そのほか、緊急時等の対応の規定など、基準等の見直しがございませう。

また、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例では、指定介護予防支援事業者と医療関係者との連携や、情報提供の規定を加えております。

最後に附則において、この条例の施行日を平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第28号広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合は、広島県内の全市・町により組織されております。本議案は広域連合の電算処理システムの機器変更の際して、各市町の実際の経費と負担が一致するよう広域連合規約に変更が必要となったことから、規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体との協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定により市議会の議決を求めるものでございませう。

変更の内容でございませうが、別表第3中に広域連合が負担して関係市町に設置する広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費の欄を追加するものでございませう。

最後に附則で、この規約の施行日と経過措置を定めており、施行日は平成30年4月1日とし、平成29年度までの負担金については、なお従前の例によることとしております。

続きまして、議案第32号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。



本年4月に開館予定の大竹市地域福祉会館については、昨年12月の定例市議会において議決をいただきました大竹市地域福祉会館設置及び管理条例第4条において指定管理者に管理を行わせる旨を規定しております。

本議案は当該指定管理者に公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定することについて提案させていただくものでございます。

大竹市地域福祉会館は、市民の生きがいがづくりと支え合いに資する集いの場として設置される施設であり、大竹市の地域福祉を推進する場であると考えております。地域福祉の推進には、地域住民同士による支え合いが欠かせませんが、少子高齢化の進展に伴い元気な高齢者には支えられる側から支える側にまわっていただくことが求められています。大竹市地域福祉会館は、そうした元気な高齢者が集う場としても位置づけております。

一方、会館の事業目的である高齢者の社会参加や居場所づくり、地域福祉活動を担う人材の育成等の促進が最も期待できる団体は就業を通じて高齢者の生きがいがづくりや元気な暮らしを支えるための活動を行っている大竹市シルバー人材センターであり、会館に期待される役割とその活動が一致している同センターが管理運営することが最も望ましい姿であると考えております。また、大竹市シルバー人材センターが、本施設を活動拠点とし、活動促進を図ることで、地域福祉の推進につながることから、同センターの移転を前提とした施設改修等を行ってきたところであり、こうした経緯等も踏まえ、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを大竹市地域福祉会館の指定管理者に指定しようとするものでございます。

なお、指定期間は平成30年4月1日から、平成33年3月31日までとしております。

最後に、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市阿多田児童館につきましては、平成27年4月1日より指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である平成30年3月31日が到来しますので、次期の指定管理者の選定が必要となります。

選定につきましては、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が大竹市阿多田児童館開設当初から管理運営業務を遂行し、阿多田島の子育て支援のための拠点施設として長年機能してきた実績に加え、業務に精通した円滑な管理が見込まれることが挙げられます。

また、地域に精通している社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が管理運営することにより地域と調和した運営及び連携を可能とし、今後も阿多田島の子育て支援の充実が見込まれるため、当該施設の指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

以上、簡単でございますが、議案第14号、議案第19号から議案第23号まで、議案第28号、議案第32号及び議案第33号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第31〔一括上程〕

議案第15号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第38号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（児玉朋也） 日程第29、議案第15号大竹市税条例等の一部改正についてから日程第31、議案第38号損害賠償の額を定めることについての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 議案第15号、議案第30号及び議案第38号につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第15号大竹市税条例等の一部改正について説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年1月1日に地方税法施行規則の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、引用条項の条項ずれに関する整備が必要なものについて改正するとともに、軽自動車税の減免に関する要綱の整備に伴い、災害による被災車両の減免に関する条項を追加するため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、その改正に伴いまして、大竹市税条例の一部を改正する条例についても一部修正を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

小栗林の集会所は平成10年に整備されてから、小栗林自治会が無償で管理を行っていましたが、平成18年度からは指定管理者として無償で管理を行っているところでございます。平成30年3月31日で指定期間が満了いたしますので、市としましては施設の設置経緯や集会所の本来の目的からも、引き続き小栗林自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとしております。

最後に、議案第38号損害賠償の額を定めることについて説明を申し上げます。

本件は本市所有のごみ収集車の事故による損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要についてですが、平成29年7月4日午前10時20分ごろ、ごみ収集車でごみ回収作業のため玖波6丁目10番地内の県道大竹湯来線の下り車線を走行中、激しい降雨のため、道路上に流れ出した多量の雨水により後輪がスリップし、あわててハンドルを切りま

した。このため、対向車線を走行中の債権者の車両と接触事故を起こし、その際、債権者にけがを負わせ、また債権者の車両を損傷させたもので、このたび、債権者との損害賠償等に係る協議が調いましたので、御提案させていただくものでございます。

なお、本件につきましては、事故の際、道路の舗装面の一部を損傷させたため、去る平成29年9月市議会定例会におきまして、地方自治法第180条第1項の規定により道路の舗装面の修繕に係る損害賠償額の決定につきまして専決処分として御報告をさせていただいたところでございます。

次に、事故による損害賠償の額は252万7,417円で、債権者はお手元の資料の方であり、市の車両運行に瑕疵があったため損害賠償するものでございます。なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から債権者に支払われるものでございます。

本件につきましては、雨天時の走行こそより慎重な運転を心がけるべきところでありながら、本市の安全運転管理に関する配慮が不十分であったことに起因して発生したものであり、大変な御迷惑をおかけしましたことを深く反省しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第15号、議案第30号及び議案第38号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32～日程第34〔一括上程〕

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第25号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第26号 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第32、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてから日程第34、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第24号から議案第26号までにつきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第24号大竹市公園条例の一部改正について説明申し上げます。

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進し、良好な都市環境の形成に資するため、平成29年5月12日付で都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い都市公園法施行令の改正が行われたことにより、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正前の都市公園法施行令では、1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないと定めておりましたが、このたびの改正により、この割合について100分の50を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなりました。そのため、大竹市公園条例を改正し、都市公園内に設ける運動施設の敷地面積を超えてはならない割合を100分の50と定めるものでございます。この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第25号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

都市計画区域内における農地を多面的な役割を果たす貴重な都市緑地として保全・活用していくため、先ほどの都市緑地法等の一部を改正する法律の中で、都市計画法の一部が改正され、住宅系用途地域の種類に新たに田園住居地域が創設されることになりました。これに伴い、建築基準法に田園住居地域における建築物等の制限が追加されたことにより、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、地区計画内における建築物の制限に関するものでございます。大竹市の地区計画内における建築物等の制限の一部は建築基準法別表第2を引用しております。この表では、用途地域別に建築物等の制限が明記されておりますが、新たに田園居住地域が創設されることにより項ずれが生じたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

公営住宅法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務が緩和されたものでございます。

本来、公営住宅入居者の家賃は毎年度の収入申告をもとに決定するものであり、収入申告がない場合は近傍家賃をもとに家賃を決定してまいりましたが、このたびの公営住宅法の改正により、認知症患者等の入居者から収入申告等が困難と認める場合、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能となったものでございます。このようなことから、本市でも市営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法を定める必要があるため、大竹市営住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号から議案第26号までの説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第27号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第35、議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は消防団員の処遇改善を図るため、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合の費用弁償の額を改正するものでございます。改正内容につきましては、費用弁償を1回当たりの出動が5時間までと5時間を超えるものに区分し、5時間までは現行の額を、5時間を超える場合は倍の額とするものでございます。

施行日は平成30年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第29号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第36、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により、8番網谷議員には退席を願っておりますので御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 政岡 修 登壇]

○総務部長(政岡 修) それでは、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内の自主事業の開催など施設の活用が図られております。また建物の維持管理につきましても適切に管理されております。

現在の指定期間は本年の3月31日までとなっております。引き続き施設の活性化に取り組んでまいりため、平成30年度から平成32年度の3年間、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上、議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(児玉朋也) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第37～日程第40〔一括上程〕

議案第34号 平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)

議案第35号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第36号 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)

議案第37号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(児玉朋也) 日程第37、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から日程第40、議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)に至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長(太田勲男) 議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)までの各会計の補正予算につきまして御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

初めに、83ページからの議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ8,922万1,000円を追加し、予算総額を143億9,904万3,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を説明させていただきますが、説明の都合により94ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、1億1,512万円を増額するものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ2,250万円、生活保護扶助費などに係る国県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を7,058万3,000円計上するものでございます。また再編交付金事業執行見込みに合わせて46万3,000円減額するものでございます。

第3款民生費につきましては、2,236万7,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、介護保険特別会計繰出金を2,799万2,000円、国民健康保険特別会計繰出金を852万円減額するものでございます。また、子ども子育て支援新制度に参入している市立幼稚園や私立保育園、認定こども園等に支払う施設型給付費等負担金を986万2,000円、障害者施設通所交通費助成費を28万3,000円、障害児通所給付費を400万円計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、1,322万4,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金を財源として妊産婦健康診査等支援事業や妊婦・乳幼児健診事業などを行うための健やか安心基金への積立金を2,526万5,000円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第8款土木費につきましては、1,593万8,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、大竹市土地開発公社所有地売却に伴う赤字額に対して経営支援する土地開発公社経営健全化補助金を774万5,000円、土地造成特別会計の支援のための繰出金を2,566万3,000円計上するほか、その他の事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消防費につきましては、218万4,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金事業を執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第10款教育費につきましては、136万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の地方創生拠点整備交付金を財源として、手すき和紙作業所の生産設備等の改修費を2,449万1,000円、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせて図書館の図書購入費を3万円計上するものでございます。その他の事業については執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、91ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第3款利子割交付金から第7款自動車取得税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいてそれぞれ補正予算措置するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、371万9,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金を1,224万5,000円計上し、その他の国庫支出金につきましては歳出予算の事業の執行見込みに合わせて補正予算措置

するものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて793万9,000円を減額するものでございます。

第16款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金を4,500万円、国際ソロプチミスト大竹からの児童図書購入寄附金を3万円、株式会社イズミゆめタウン大竹店からの社会体育事業寄附金を1万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款市債につきましては、300万円増額するものでございます。内容といたしましては、減収補填債を4,440万円計上するほか、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

86ページの第2表繰越明許費の補正は、国の補正予算事業など諸般の事情により年度内の事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

87ページの第3表債務負担行為の補正は、早期の事業着手のため債務負担行為を追加するものでございます。

88ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、101ページからの議案第35号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ1億7,109万7,000円を減額し、予算総額を41億1,148万6,000円にするとともに、債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに合わせて一般被保険者療養給付費、共同事業拠出金などを減額し、共同事業交付金、一般会計繰入金、財政調整基金などで調整するものでございます。

続きまして、110ページからの議案第36号平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入予算のみの補正を予定しているところでございます。

内容といたしましては、一般会計からの繰入金を2,566万3,000円計上し、同額を土地売払収入で調整するものでございます。

続きまして、113ページからの議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

介護保険特別会計につきましても、歳入予算のみの補正を予定しているものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに合わせて介護保険料を2,799万2,000円計上するとともに、低所得者保険料軽減分の一般会計繰入金を同額減額するものでございます。

以上、議案第34号から議案第37号までの補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、議案第34号は総務文教委員会に、議案第35号から議案第37号の3件は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月11日までの9日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月11日までの9日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日午後1時から総務文教委員会を、その終了後総務文教委員協議会を、3月5日午前10時から生活環境委員会を、その終了後生活環境委員協議会を、その終了後基地周辺対策特別委員会を、3月7日午前10時から議会改革調査会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨各委員長並びに会長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月12日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時20分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓